

外国人就労許可の試行政策実施開始

2017年4月より全国展開

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年11月8日、国家外国専門家局は「外国人来華就業許可制度試行実施案」(外專発[2016]151号、以下、「本案」)を公布し、2016年10月から2017年3月まで北京、天津、河北、上海、安徽、山東、広東、四川、雲南、寧夏において外国人就労許可試行政策(以下、両証整合)を実施することを発表しました。また、本案の内容は2017年4月より、全国展開される予定です。

1. 「両証整合」実施の背景

中国における外国人労働者は年々増加していますが、海外の優秀な人材を更に引き寄せることを目的に、中央政府は「人材発展体制改革を深化することに関する意見」を公布しました。その関連要求を徹底するため、2015年12月、国務院行政審査認可制度改革弁公室は「両証整合」を実施することを決定しました。「両証整合」とはこれまで複数の証明を徴収し管理してきた外国人の就業許可を、利便性を高めるために統合するものです。「両証整合」の実施により、多部門による管理、多重審査の問題を解決し、管理体制をさらに改善することを目指しています。「両証整合」は国家外国専門家局によって実施され、「1つのコード」(組織機構コード)による申請、「1つの窓口」での受理、「1つのサイト」での手続、「1つの個人番号」での管理をそれぞれ実現します。また、申請資料の種類、数量、要求なども統一化され、簡素化が進むことから、審査プロセスの効率化が期待されます。

2. 「両証整合」の内容

「両証整合」のポイントは「高度人材の流入を奨励し、一般的な人材の流入をコントロールし、それ以外の人材の流入を制限する」ことです。その内容は、上海、天津、北京、深圳などで既に展開された高度人材認定方法を参考にしたものであり、市場評価・国際同業界評価を重視し、ポイント管理制で分類ランクを決定します。分類管理基準の整備が進み、今後は外国人労働者就業指導目録、労働力指導測定などのツールが総合的に運用される予定もあることから、安定的な人材流入のための評価体制が確立されていくものと思われます。具体的な内容については、以下の図表1をご参照下さい。

【図表1】外国人来華就業許可制度のまとめ

項目	具体的な内容
許可証の統合	
審査フロー整備 提出資料簡素化	<p>➤ 「1つのサイト」での手続を実行するために、全国統一の「外国人来華就業管理サービスシステム」を構築する</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類の簡素化を進め、提出書類を半減: 申請書、専門家証申請書あるいは就業証申請書、許可証あるいは控、個人略歴(中国語・外国語)、雇用意向書等、7種類の書類が提出不要に 	
分類管理 評価基準の点数化	奨励 A類	ハイエンド人材: 国際人材導入計画で選出される人材や、国際的に認められた専門認定標準に合致する人材、市場ニーズを満たす人材、イノベーション人材、優秀青年人材等 あるいは点数 85 点以上
	コントロール B類	専門人材: 外国人来華就業指導目録、職務の要求に合致する人材。中国の経済社会発展に不可欠な外国人専門人材、専門管理人員、及び専門技術人員 あるいは点数 60 点以上
	厳しく制限 C類	臨時性、季節性の国内労働力市場のニーズを満たす人材。非技術的業務、あるいはサービス業に従事する外国人人材
A類人材向け 優先処理の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「外国人就業許可通知」の申請、入国ビザの申請前に、紙ベース資料の提出、審査が不要 国内関連人材計画で選出された高度人材は、申請フローを全てオンラインで完了することができ、紙ベース書類の提出は不要 審査待ち時間を短縮化、従来比 5 営業日短縮 高度人材の無犯罪証明、国内関連人材計画で選出された高度人材の職歴、専門技術及び学歴証明について、申告・承諾制を採用 すでに別種類のビザを所有している、あるいは有効な居留証を所有している外国人は域内において外国人来華就業許可を直接申請可能 	

人材分類基準に基づけば、中国国内に派遣された海外企業の外国籍従業員の多くは B 類に属することになります。今後、外資企業の中国内人事にも影響を与える可能性があります。

【図表 2】 点数化の評価基準

項目	基準・条件	点数
直接許可発行可	国際人材導入計画で選出された人材	—
	国際的に認められた専門認定標準に合致する人材	
	市場ニーズを満たす奨励類人材	—
	イノベーション人材及び優秀青年人材	—
中国国内の年収 (単位: 万元)	45 及びそれ以上	20
	35～45 未満	17
	25～35 未満	14
	15～25 未満	11
	7～15 未満	8
	5～7 未満	5

	5 未満	0
学歴あるいは 国際職業資質認定	博士あるいは博士相当	20
	修士あるいは修士相当	15
	学士(大学卒業)あるいは学士相当	10
業務経験	2 年間を超える場合、1 年間ごとに 1 点追加計上	15(満点)
	2 年間	5
	2 年間未満	0
年間の中国における 業務時間	9 ヶ月及びそれ以上	15
	6 ヶ月～9 ヶ月未満	10
	3 ヶ月～6 ヶ月未満	5
	3 ヶ月未満	0
中国語レベル(HSK)	5 級及びそれ以上	10
	4 級	8
	3 級	6
	2 級	4
	1 級	2
業務エリア	西部地域	10
	東北地域など旧工業区域	10
	中部地域国家級貧困県等、特別区域	10
年齢	18～25 歳	10
	26～45 歳	15
	46～55 歳	10
	56～60 歳	5
	60 歳及びそれ以上	0
有名大学の卒業生 あるいは世界トップ 500 企業での勤務経験	世界トップ 100 大学の卒業生	5
	世界トップ 500 企業における勤務経験あり	5
省級外国人就業管理 部門の奨励点数	地方経済と社会の発展ニーズを満たす人材 (省級外国人工作管理部門が制定する規準に従う)	0-10

3. 外国人来華就業許可制度試行のスケジュール

「両証整合」試行政策は 2016 年 10 月 1 日から実施されます。試行期間中、有効期限前の外国専門家来華就業許可、外国人就業許可、外国専門家証、外国人就業証は引き続き有効となります。なお、非試行地域における関連業務は現行の国家規定に従い管理・実施されます。また、2017 年 4 月 1 日より外国人来華就業許可制度試行業務が正式に実施された後も、有効期限前の外国専門家来華就業許可、外国人就業許可は引き続き有効です。新たな許可証への切替も自由に実施できます。

【図表3】外国人来華就業許可制度試行のスケジュール

スケジュール	実施内容
2016年10月1日～	【試行区域】法人向けに研修、宣伝、オンライン登録作業の展開
2016年11月1日～	【試行区域】両証の正式発行を開始
2017年4月1日～	両証の発行を全国展開 従来の証明は発行・受付停止

4. 企業への影響

本案によって、政府は分類基準に基づいて B 類、C 類人材の就業人数が制限可能になります。特に、C 類人材は国家の関連政策によってコントロールされることが想定されます。詳細については、外国人来華就業管理サービスシステム¹において照会することができます。

一方、外国人来華就業許可制度試行の実施により、外国人高度人材の中国における駐在関連手続きはより簡素化されます。外国人の入国手続きの利便性を高め、海外の高度人材を引き寄せるために、入国手続きの簡素化も進んでいます。浦東空港では、2016年8月より、6ヶ月以上の長期ビザ、電子パスポートを持ち、生体識別情報が登録されている外国人は電子手続きでスムーズに入国できる制度が採用されました。その他、外国人永久居住証政策も緩和されており、外国人高度人材の上海在留がより便利なものとなっています。関連情報を引き続きフォローし、随時情報展開させていただきます。

以上

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

¹外国人来華就業管理サービスシステム：http://fwp.safea.gov.cn/index_index.action